

2023年11月28日

株主各位

東京都大田区大森北一丁目22番1号  
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)

株式会社 大 庄  
代表取締役社長 平 了壽

### 配当金にかかる税金のご案内

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2023年11月28日開催の当社第52回定時株主総会において、1株当たり6円の配当金をお支払いすることが決議され、2023年11月29日より配当金のお支払いの手続きを開始させていただきます。今回の配当金は全額「資本剰余金」を配当原資としており、税法の定めにより支払総額の全額が資本等の払戻額に相当する金額となり譲渡収入とみなして課税（みなし譲渡益課税）がされます。「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税法上の取扱いが異なりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、このご案内は、今回の『資本剰余金を配当原資とする配当金』についての税務上の取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様に必要な税務上のお手続きの全てを説明しているものではありませんので、ご承知おきください。具体的な税務上のお手続きについては、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

(1) 今回の配当の所得区分について

- 今回の配当金は、税務上、資本の払戻しとしての取扱となります。
- 今回の配当金は、税務上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはならず、配当控除の対象ともなりません。
- 今回の配当金は「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡所得についての課税

- 税法の規定に従い、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- 資本金等に相当する金額から取得原価（従前の取得価格に純資産減少割合を乗じて得られる金額）を控除した金額について、譲渡益とみなして課税がされます。

このお知らせは、株主様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

このお知らせは、当社ホームページ (<https://www.daisyoko.jp/company/ir/stock.html>) 上にも掲載いたします。

- 「みなし譲渡損益」は、譲渡所得等に該当します。算出方法は次のとおりです。

$\text{みなし譲渡損益} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額}$						
(注)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">①収入金額と みなされる金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額</td> </tr> </table>	①収入金額と みなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額			
①収入金額と みなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">②取得価額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">従前の取得価額の合計額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">純資産減少割合 (0.015)</td> </tr> </table>	②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.015)	
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.015)		

- この税金については株主各位において各自で申告していただく必要があります。具体的な税務上の取扱い等は、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて

- 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額の調整が必要となります。
- 調整式は次のとおりです。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1株当たりの 新しい取得価額</td> </tr> </table>	1株当たりの 新しい取得価額	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1株当たりの 従前の取得価額</td> </tr> </table>	1株当たりの 従前の取得価額	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1株当たりの 従前の取得価額</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">純資産減少割合 (0.015)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1株当たりの 従前の取得価額</td> </tr> </table>	1株当たりの 従前の取得価額	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">純資産減少割合 (0.015)</td> </tr> </table>	純資産減少割合 (0.015)
1株当たりの 新しい取得価額											
1株当たりの 従前の取得価額											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1株当たりの 従前の取得価額</td> </tr> </table>	1株当たりの 従前の取得価額	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">純資産減少割合 (0.015)</td> </tr> </table>	純資産減少割合 (0.015)							
1株当たりの 従前の取得価額											
純資産減少割合 (0.015)											

- 証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- 特定口座をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整いただく必要があります。

(4) 株主の皆様への通知事項

① 個人株主への通知事項（所得税法施行令第114条第5項）

純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合)	0.015 (小数点以下第3位未満切上げ)
--	--------------------------

② 法人株主への通知事項（法人税法施行令第23条第4項・第119条の9第2項）

金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
当該事由が生じた日（配当の効力発生日）	2023年11月29日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	みなし配当はございません。
純資産減少割合	0.015 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	125,911,032円

以上